

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## 2 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）（基幹統計調査）

統計法施行令（平成20年政令第334号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

## 3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園
- (2) 同法第124条による専修学校
- (3) 同法第134条第1項による各種学校
- (4) 同法第18条による不就学学齢児童及び不就学学齢生徒

## 4 調査期日

平成25年5月1日現在

ただし、卒業後の状況調査に関しては、平成25年3月卒業者について、平成25年5月1日現在

## 5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

調査の種類	調査事項	申告者
学校調査	学校の名称、種類及び所在地、園児・児童生徒数、学科・課程又は学級に関する事項、教職員数、生徒の入学状況等	学校の長
卒業後の状況調査	学校の名称、種類及び所在地、卒業後の進学・就職等の状況等	学校の長
学校通信教育調査	学校の名称及び所在地、生徒の在籍状況、学科・課程に関する事項、教職員数、生徒の入学・退学及び単位修得の状況等	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	教育委員会の名称及び所在地、学齢児童生徒の就学免除及び猶予の状況、1年以上居所不明者数、平成23年度間の死亡者数	市町村教育委員会
学校施設調査	学校の名称、種類及び所在地、学校建物面積及び学校土地面積	設置者

## 6 本年度調査の変更点

学校調査票（小学校，中学校，高等学校，中等教育学校）

「帰国児童生徒数」のうち、「終戦前から外地居住者の子どもの数」についての欄を廃止する。

## 7 利用上の注意

(1) 本報告書中の構成比は、四捨五入によって算出しているため、合計の数字と内訳が一致しないこともある。

(2) 本報告書中の記号は、次のとおりとする。

『 - 』	係数が『0』の場合
『0.0』	係数が単位未満の場合
『・・・』	係数出現があり得ない場合，又は調査対象とならなかった場合
『△』	減少の場合
『ポイント』	%と%の差

## 8 東日本大震災に伴う調査上の取扱いにおける留意点

### (1) 学校に関する事項

- ①被災のため、近隣の市町村に移転している学校の所在地は、一時的な移転であれば、本来の「所在地」及び「へき地等学校指定」を記入するものとする。
- ②調査基準日（5月1日）に再開していない学校（再開の目処がたっていないまま休校状態も含む）であっても、設置認可上存在している場合には、調査票を作成するものとする。
- ③1つの学校が数カ所に分かれて移転し、再開している学校については、設置認可上、1つの学校であれば、1つの調査票で作成するものとする。

### (2) 児童・生徒に関する事項

- ①調査基準日時点で、学籍を移すことなく避難し、避難先の学校に事実上就学をしている者は、当該避難先の学校で計上する。
- ②行方不明の者（死亡が確認されていない者）の児童・生徒は、学籍を有する学校で計上する。
- ③高等学校の入学者選抜で、通常とは異なる弾力的な対応を行った場合でも、入学志願者として取り扱うこととする。

### (3) 卒業後の状況調査に関する事項

- ①調査基準日時点で、行方不明の者であっても、卒業（課程の修了）が認定されていれば卒業者とする。
- ②資料の流出や連絡がとれず把握困難な場合など、状況別が不明である場合は「不詳・死亡の者」欄に計上する。
- ③前年度の時点で就職の内定があったが、震災後、自宅待機（この間給与の支給もない）を命じられた生徒については、調査基準日時点で内定取消しや雇用契約解除、本人の

内定辞退等がなければ、就職者として取り扱うこととする。

④ 5月1日以前に遡って雇用契約がない状態が明確になっている場合はその状況で記入することとする。

(4) 前年度間の調査項目（長期欠席児童生徒、帰国児童生徒数）に関する事項

①被災により、転入学した者の前年度間の調査事項については、在学者と同様に転入学等した学校において記入する。

②被災地内の元の学校の在学中の記録（指導要録）が震災により紛失した場合には、元の在籍校と連絡を取りながら可能な範囲で記入し、これが困難な場合は無記入とする。

## 【用語の説明】

〔学校調査〕	
併置	全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。
協力校	高等学校通信教育規定第3条により、通信制を置く高等学校の行う通信教育について協力をする高等学校をいう。
単式学級	同学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。
複式学級	2以上の学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。
特別支援学級	<p>学校教育法第81条第2項に該当する児童生徒で編成されている学級。</p> <p>学級の種類は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害及び情緒障害の7種類である。(平成19年度までは「同法75条の学級」として調査)</p>
負担法による者	<p>公立学校の職員で「市町村立学校職員給与負担法」をいう。</p> <p>負担法第1条において、市町村立小学校・中学校・中等教育学校前期課程及び特別支援学校の校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭・養護助教諭・寄宿舎指導員・講師・学校栄養職員及び事務職員の給料その他の手当等、都道府県の負担とすることになっている。</p>
休職者	休職の発令があった者をいう。
長期欠席者	<p>平成25年3月31日現在の在学者のうち、前年度間(平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間)に連続又は継続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。</p> <p>① 病気…本人の心身の故障、けが等</p> <p>② 経済的理由…家計が苦しく教育費が払えない等</p> <p>③ 不登校…心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者</p> <p>(学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否、及びこれらの複合等)</p> <p>④ その他…上記に該当しない者(親の教育無理解無関心、家族の介護、家事手伝い、外国での長期旅滞在、国内外への旅行、及び欠席理由が2つ以上あり主たる理由を特定できない等)</p>

〔卒業後の状況調査〕	
高等学校等進学者	中学校，特別支援学校中学部，中等教育学校前期課程の卒業者のうち，高等学校の本科（全日制・定時制及び通信制）及び別科，中等教育学校後期課程の本科及び別科，高等専門学校，及び特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者，及び進学しかつ就職した者をいう。
大学等進学者	高等学校，特別支援学校高等部，中等教育学校後期課程の卒業者のうち，大学（学部），短期大学（本科），大学及び短期大学の通信教育部（正規の課程），放送大学（全科履修生），大学及び短期大学（別科），高等学校（専攻科），及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者，及び進学しかつ就職した者をいう。
専修学校（高等課程）進学者	中学校等卒業者のうち，専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
専修学校（専門課程）進学者	高等学校等卒業者のうち，専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で，通常専門学校と称する）へ進学した者又は進学しかつ就職した者をいう。
専修学校（一般課程）等入学者	専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等），高等学校等卒業者においてはそれに加え専修学校高等課程へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
公共職業能力開発施設等入学者	国・都道府県・市町村・雇用促進事業団が職業訓練を行うために設置した施設（職業訓練校・高等職業訓練校・職業訓練短期大学・技能開発センター等）に入学した者をいう。
就職者	中学校等卒業者においては「高等学校等進学者」「専修学校（高等課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職した者をいい，高等学校等卒業者においては「大学等進学者」「専修学校（専門課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職したものをいう。 (臨時的な仕事に就いた者を除く)
一時的な仕事に就いた者	アルバイト，パート等，臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。

<p>左記以外の者</p> <p>〔不就学学齢児童生徒調査〕</p> <p>不就学学齢児童生徒</p>	<p>家事手伝いをしている者，外国の学校等に入学した者及び進路が未定であることが明らかな者をいう。</p> <p>学校教育法第17条第1項，又は第2項で保護者が就学させなければならない子で，病弱・発育不完全その他やむを得ない理由のため就学困難と認められ，市町村教育委員会によって就学義務を猶予又は免除されている者をいう。</p>
---	--

### 【専修学校と各種学校の違い】

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
根拠法令	<p>学校教育法第124条</p> <p>職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>学校教育法第134条</p> <p>学校教育に類する教育を行うもの。</p>
修業年限	1年以上	1年以上。ただし、簡易に修得できる技術、技芸等の課程については3か月以上1年未満とすることができる。
授業時間	1年間にわたり、学科ごとに800時間以上であること。ただし、夜間学科等にあつては、修業年限に応じて450時間以上とすることができる。	1年以上の場合は、1年間にわたり680時間以上、1年未満の場合にあつては、その修業期間に応じて授業時間数を減じて定めるものとする。
入学資格	高等課程は中卒以上。専門課程は高卒以上。一般課程は独自に設定。	課程に応じて独自に設定。
その他	教育を受ける者が常時40人以上	

【本年度の新設・廃止校】

	〔新設〕		〔廃止〕	
小学校	仙台市立泉松陵小学校	仙台市立松陵小学校	} 仙台市立泉松陵小学校(H25新設)へ統合	
		仙台市立松陵西小学校		
	石巻市立北上小学校	石巻市立船越小学校	→	石巻市立雄勝小学校へ統合
			石巻市立橋浦小学校	} 石巻市立北上小学校(H25新設)へ統合
		石巻市立相川小学校		
		石巻市立吉浜小学校		
	栗原市立栗駒小学校	気仙沼市立浦島小学校	→	気仙沼市立鹿折小学校へ統合
			登米市立森小学校	→
	栗原市立一迫小学校	栗原市立岩ヶ崎小学校	}	栗原市立栗駒小学校(H25新設)へ統合
		栗原市立栗駒小学校		
栗原市立一迫小学校	栗原市立鳥矢崎小学校	}	栗原市立一迫小学校(H25新設)へ統合	
	栗原市立一迫小学校			
栗原市立若柳小学校	栗原市立姫松小学校	}	栗原市立一迫小学校(H25新設)へ統合	
	栗原市立金田小学校			
栗原市立若柳小学校	栗原市立長崎小学校	}	栗原市立若柳小学校(H25新設)へ統合	
	栗原市立若柳小学校			
栗原市立大目小学校	栗原市立有賀小学校	}	栗原市立若柳小学校(H25新設)へ統合	
	栗原市立大岡小学校			
東松島市立鳴瀬桜華小学校	栗原市立畑岡小学校	}	栗原市立若柳小学校(H25新設)へ統合	
	栗原市立大岡小学校			
東松島市立鳴瀬桜華小学校	東松島市立小野小学校	}	東松島市立鳴瀬桜華小学校(H25新設)へ統合	
	東松島市立浜市小学校			
女川町立女川小学校	山元町立中浜小学校	→	山元町立坂元小学校へ統合	
		女川町立女川第一小学校	}	女川町立女川小学校(H25新設)へ統合
	女川町立女川第二小学校			
			女川町立女川第四小学校	
中学校	栗原市立栗駒中学校	石巻市立大川中学校	→	石巻市立河北中学校へ統合
		栗原市立鷺沢中学校	}	栗原市立栗駒中学校(H25新設)へ統合
	東松島市立鳴瀬未来中学校	栗原市立栗駒中学校		
		東松島市立鳴瀬第一中学校		
女川町立女川中学校	東松島市立鳴瀬第二中学校	}	東松島市立鳴瀬未来中学校(H25新設)へ統合	
	女川町立女川第一中学校			
	女川町立女川第二中学校	→	女川町立女川中学校(H25新設)へ統合	
学教中 校育等				
学高 校等				
幼稚園	栗原市立一迫幼稚園	登米市立森幼稚園	→	休園状態(園児数0)だったため、引き継ぎなし ※調査票は登米市教育委員会から提出
		栗原市立金田幼稚園	}	栗原市立一迫幼稚園(H25新設)へ統合
美里町立こごた幼稚園	栗原市立一迫幼稚園	}		
	栗原市立若柳幼稚園			
	栗原市立有賀幼稚園	}	美里町立こごた幼稚園(H25新設)へ統合	
	栗原市立大岡幼稚園			
	栗原市立畑岡幼稚園	}	美里町立こごた幼稚園(H25新設)へ統合	
	美里町立北浦幼稚園			
	美里町立小牛田幼稚園	}	美里町立こごた幼稚園(H25新設)へ統合	
	美里町立中埠幼稚園			
学支特 校援別				
学専 校修		白百合服装専門学校	→	引き継ぎなし
学各 校種		仙台市医師会附属看護学院	→	仙台市医師会看護学校へ統合